

取手市立藤代幼稚園運営規定

令和5年9月1日制定

1. 施設の目的及び運営方針

(施設の目的)

心身共に健康で豊かな心を持ち、意欲的に行動する幼児を育てる

期待する幼児像	
元気な子	・丈夫な身体で生き生きと遊べる子 ・健康で安全な生活ができる子
やさしい子	・みんなと仲良くできる子 ・思いやりのある子
考える子	・善悪がわかる子 ・いろいろなことに興味関心をもつ子 ・感性豊かな子

(運営方針)

幼児、教師、保護者の温かいふれあいを通じた開かれた幼稚園経営

(1) 遊びから学ぶ幼稚園

幼児の生活の中心は遊びである。幼児が自分から環境にかかわり、遊びを作り出し、遊びの楽しさを十分に体験できるようにする。

(2) 豊かな生活経験ができる幼稚園

幼児の心を育てる豊かな経験ができるように環境を整えたり支援したりする。

(3) 三者一体の幼稚園

小規模園の良さを生かし、幼児、教師、保護者が一体となった家庭的で明るい園経営を目指す。

2. 提供する特定教育・保育の内容

幼稚園教育要領に基づく幼児教育

取手市立学校給食センターによる完全給食を週5日提供

3. 職員の職種、員数及び職務の内容

(令和5年度)

職種	員数	職務の内容
園長	1	園務を統括し所属職員を指揮監督する
主任	1	園長の補佐・園務・教育活動の主幹的役割
教諭	2	学級担任
教諭(会計年度任用職員)	4	学級担任の補助
用務員(会計年度任用職員)	1	園内外の環境整備

4. 特定教育・保育の提供を行う日及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(提供を行う日及び時間)

(1) 提供を行う日：下記「提供を行わない日」以外の月曜日から金曜日

(2) 提供を行う時間：午前8時50分から午後2時00分

(提供を行わない日)

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 創立記念日
- (4) 県民の日を定める条例による県民の日
- (5) 学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日
- (6) 上記によるほか、教育長が指定した日、園長が特別に認めた日

5. 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(入園時または年に一度支払いをを求めるもの)

種類	支払いを求める理由	金額	納付方法	備考
物品費	文房具など実費を保護者が負担すべきものであるため。	約 2,700 円	園徴収	その他、希望者購入品あり (約 7,000 円)
学校保険代	日本スポーツ振興センター法によるもの。	162 円	園徴収	P T A 会費より徴収

(毎月支払いをを求めるもの)

種類	支払いを求める理由	金額 (月額)	納付方法	備考
給食費	取手市立学校等給食費取扱規則によるもの。	4,370 円	口座引落	■ 4 月分(4 歳児)および 8 月分(全園児)は徴収なし ■ 年収 360 万未満相当世帯の子ども及び年収にかかわらず第 3 子(小学校 3 年生終了前までの範囲)以降の子どもは副食費の免除あり
教材費	文房具など実費を保護者が負担すべきものであるため。	350 円	園徴収	■ 年 2 回払いとする 350 円×6 ヶ月×2 回
P T A 会費	P T A 運営に必要なため。	530 円	園徴収	■ 年 2 回払いとする 530 円×6 ヶ月×2 回 ※前期分に慶弔費 240 円含む

※金額は令和 5 年度のものであるため、今後変更が生じる場合があります。

6. 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

認定区分	年齢	定員	
1 号認定	4 歳児	3 5 人	計 7 0 人
	5 歳児	3 5 人	

7. 施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

利用定員を超えて申し込みがあった場合は抽選により選考する。

8. 緊急時等における対応方法

教育時間内において、園児に体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

9. 非常災害対策

危機管理マニュアルを作成し、事故発生の防止のための指針としている。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

園児の心身に有害な影響を与える行為の禁止を全教職員に周知徹底する。